

広島地方裁判所委員会（第41回）議事概要

第1 開催日時

平成31年2月5日（火）午後3時

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 阿部由貴子，小西洋，佐々木和宏，佐藤泰造，團藤丈士（委員長），
寺尾昌幸，中川和思，野田和裕，平山直行，山崎正数，横山繁夫（敬称
略 五十音順）

[説明者] 富田部総括裁判官

[事務担当者] 伊東事務局長，廣澤事務局次長，野澤事務局次長，溝上民事首
席書記官，加島刑事首席書記官，吉川裁判員調整官，佐古総務課長，古
川総務課課長補佐

第4 議事（発言者：■委員長，●委員，◆説明者）

- 1 前回以前の委員会での意見に対する検討，取組状況等
別紙第1のとおり報告された。
- 2 議事「裁判員裁判について」
裁判所からの基調説明の後，裁判員裁判について意見交換が行われた（意
見交換の内容は別紙第2のとおり）。
- 3 次回期日及びテーマ等について
平成31年7月17日（水）午後3時から，裁判員裁判について意見交換す
ることとした。

(別紙第1)



1 前回(7月4日)開催の地裁委員会について

「訴訟以外の紛争解決手続の利用促進を図るための方策について」というテーマについて、要旨次の意見を頂きました。

- ・ 商業施設の中で相談会を開くなどしてはどうか。
- ・ 「民事調停」などの具体的な裁判所の手続用語を知らない方でも、インターネット上で検索を行えば、裁判所のホームページに行きつくような語彙の選択を行ってはどうか。
- ・ 行政などの無料窓口で民事調停を紹介してもらうことはどうか。
- ・ 裁判所のホームページと地方自治体のホームページを相互リンクでつなげてはどうか。

これらを受けて裁判所として実施した対応は次のとおりです。

- ・ 当庁ホームページ内の裁判外紛争解決手続情報ページに民事調停・特定調停及び労働審判を紹介する情報を追加したほか、関連サイトのリンクも追加しました。
- ・ 広島県内に11か所ある簡易裁判所では、商工会議所や民生委員児童委員協議会でそれぞれ開催される研修会などに講師として伺い、調停制度の説明を行ったり、商工会議所や民生委員児童委員の皆様のところにご相談がなされた場合は民事調停や労働審判の手続を案内いただくよう御説明したり、裁判所見学の際に調停制度の説明を行ったりしています。
- ・ 広島地方裁判所では、3月6日(水)午後2時から広報イベント「ひろしま裁判所の日」を民事模擬調停の見学と解説をテーマに実施することを予定しています。

その他の意見も踏まえ、今後も引き続き訴訟以外の紛争解決手続の利用促進策について検討していきたいと考えています。

2 第39回委員会での説明について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組みについて」の議事中、裁判所でも障害者を雇用している旨説明しましたが、裁判所においても雇用している障害者数に誤りがあり、その結果障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第2条規定の割合に満たないことが判明しました。最高裁判所に設けられた司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員からは、平成30年12月5日に「裁判所における障害者雇用に係る事案に関する検証報告書」が公表されましたが、当庁においても同報告書に記載されたとおり、対象障害者の計上方法についての正しい理解が欠如していたことなどから障害者数を正しく計上していませんでした。

なお、再発防止に当たっては、同報告書にもあるとおり、当庁としても法定雇用率を達成すること自体を目的とするのではなく、法の趣旨を常に意識しながら取組を進めていくことが不可欠であり、障害者が活躍できる職場を積極的に見だし、障害者雇用の積極的意義を再確認していくことが必要であり、障害のある職員と障害のない職員とが共に働くことの意義について、一人一人の職員が深く理解し、実感できるようにすることが重要であると考えており、また、今回の事案を今後の教訓とし、永く組織全体で語り継いでいきたいと考えています。

おって、広島地方裁判所では、既に非常勤職員として障害者の採用を開始しており、平成31年度も新たな採用を計画しています。

- 障害者雇用者数の誤りとは、どういうところが間違いだったのですか。
- ◆ 障害者の方の計上において、法令に照らした十分な検討を行わず、前例が基準化し、一旦障害者に該当すると判断した場合、その後の通報の際に、改めて当否を検討することなく計上しており、前例踏襲という問題が挙げられています。また、法の理念に関する意識が低く、緩やかな運用をすることも許容されるという誤った認識に基づく運用が広がり、その後長期間継続していました。その後も、形式上は法定雇用率を充足した報告がされ続ける中で、問題意識が薄れるとともに

に、積み上げられた前例自体が基準化してしまいました。

- 前例踏襲というのは、例えばどういうことでしょうか。
- 裁判所では職員の異動がありますが、他庁で障害者とされていた職員が異動してきた場合に、前任庁からの情報のみに基づいて、改めて当庁で障害者の要件に合致するか再確認せずに障害者として計上していたということが一つの例になります。

以上

(別紙第2)

■ 富田部総括裁判官からの説明の内容を踏まえて、裁判員選任手続に関し辞退率、出席率を改善するために、地方裁判所として何ができるか、どうすべきかという点を中心に、意見を頂きたいと思います。

● 私の職場で、たまたま裁判員裁判に当たり、実際の裁判にも参加したという者がいたので、意見を聞いてきました。

今回辞退率が問題になっていますが、その者が言うには、「この期間で」ということで集められるのが、直前だったということがあり、職場では「ちゃんと出席して参加しなさい」と組織ぐるみでサポートはしていますが、そういう仕組みのない方々、特に個人事業主さんなどはかなり厳しいのだろうという意見でした。確かに、代替の方を見付けて頼まなければならなかったり、店の仕入れなどにも関わってくるようなことだと思いますから、不安定な状態のまま、当たるかもしれない、裁判員になるかもしれないという形で引っ張られても、いざ裁判員になると決まってから手立てをするのは、短い期間では難しいということでした。

それから、最終的に裁判員は6人選ばれる、その選ばれる前に40人ぐらい集められたようですが、そこでくじで選ばれて、選ばれた人は「よし頑張ろう」ということになりませんが、くじで落ちた方々は、かなりモチベーションも落ちるだろうと言っていました。この落ちた方々は、名簿登載からも落ちるということで、制度設計の問題だろうとは思いますが、広島地裁でどうこうできる話ではないと思いますが、せっかく参加して頑張ろうという思いで集まった方々が、くじでかなりの人数落とされて、そこで名簿から落ちるとするのは、非常にもったいないというか残念なことだと思いました。

■ 個別の呼出しが比較的時間に余裕がなく、裁判の寸前にされる点や、出席した方で抽選に落ちた方が名簿から外れるのはもったいないという指摘を頂きましたが、今の点について、何かありますか。

- ◆ まず、裁判員の候補者の方に、今回いつから裁判があるので、選任手続期日に集まってくださいという連絡をしている時期は、法律上その選任手続期日の6週間前までにするようになっていきます。実務的にはもう少し前で、2か月ぐらい間を置いて選任手続期日の案内をしています。これは原則形で、1度選任手続期日の案内をしたところ、辞退する方が思いのほか多くて、これでは数が足りないという特別な場合には、選任手続期日まで6週間を切っても追加で選任する場合もあり、今、紹介があった方が選任手続期日の直前に裁判所から郵便が来たのであれば、追加で選任された方ではないかと思えます。

次が、選任手続期日と実際の裁判の日の間隔の問題で、抽選で当たってから裁判が始まるまでが余りに短期だと、抽選で当たってから日程調整しようとしても難しいという意見については、私もそのとおりだと考えていて、平成21年からの変化を見ると、裁判員制度が始まった頃は、午前中に選任をして、当たった人だけで午後から裁判をする運用が結構多く、そうすると、外れた方は、せっかく日程を調整してきたのに無駄になってしまうということから、選任手続の日、つまり抽選で裁判員6人の方が決まる日と裁判の本番までの間に多少の間を設けるようにしています。

広島でも、従来は余り期間を空けずに裁判をしていたことが多かったのですが、最近は、裁判員選任手続期日と実際の裁判の日までの間を、最低でも1週間、裁判の期間がある程度長いものはもう少し期間を空けるという運用に変更しています。そこでも実際裁判員の方からの御意見では、例えばパート従業員の方だと、シフトが前の月に決まっているので、1週間空けてもらっても余り意味がない、本当だったら1か月ぐらい空けてもらえればシフトをちゃんと調整して来れるのにと意見を頂くこともあります。確かにそうだなと私も思いますが、他方で間を例えば1か月空けてしまうと、裁判員になってから本番までの間に病気になったり断れない出張の仕事が入ったりという新たな事情が生じて、裁判員をお務めいただけない方が発生するリスクがあります。抽選する前なら、差支え

がない方から選ぶことができますので、そういう事情の変更リスクというのは比較的解消しやすいのですが、一旦裁判員に選任されると、その後その方が裁判員をお務めいただけなくなったときには、補充裁判員から補充するしか方法がありません。補充裁判員は、大概事件ごとに2人ぐらいしか選んでいないので、間を1か月空けて、その間事情により都合がつかなくなった方が2人以上生じてしまうと、裁判の本番ができないというリスクを大きく抱えることになってしまうので、選任手続の日から本番までを空けるにしても、限界があるのが実情です。

現状は、仮に外れた方が、今回抽選から外れたからまた仕事に戻りたいという希望があったときに、職場で配慮ができるような期間を空けるという意味で、抽選の日と本番の日を1週間程度空けていますので、選任手続に来られる際は、もし当たったときにそこを日程調整できるように、職場の方とも相談してきてくださいという形で裁判所からも案内しているのが実情です。

もう一つは、その外れた方、せっかく来ていただいて抽選で外れてがっかりして、かえって印象が悪くなるのではないかという指摘ですが、私もそう思っています。裁判員裁判の選任期日まで来てくださる方は、比較的裁判員裁判に関心が高い方が多く、そういう方を、抽選から外れたから、もう抽選で選ばれる可能性がない方にしてしまうのは本当にもったいないと思いますが、制度設計上、1回選任手続まで出席された方は、外れたらもうその年は呼ばないということが決まっています。制度設計としては難しい。一方で裁判員裁判への関心を持ち続けていただくという意味での取組については、選任手続で抽選された方だけを対象とした裁判所の法廷の見学会を、抽選で外れた後に実施しており、毎回、抽選から漏れたかなりの方が見学会に参加されているというのが実際のところではあります。

- 抽選に漏れた方々を対象としたアンケートなども実施していて、それによれば制度がそうなっている以上仕方がない、やむを得ないという答えが多い印象で、中にはよかったという答えもあります。制度設計の問題ですので、そういった声が制度所管官庁に伝わるように、我々も努力をしていきたいと思っています。

● 国民の意識調査の「参加意欲を高めるために必要な情報についての質問」の中に「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」，「勤務先における休暇制度（裁判員に選任された場合に利用できるもの）」，「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」という3つの質問がありますが，この質問に対する答えは，どのようなものでしょうか。

◆ この質問は国民の意識調査の結果をまとめたもので，仮に裁判員として参加するとなったら，どんな情報があったらもっと意欲が高まるかという質問でした。順番にどんなことを裁判所が用意しているか説明すると，まず一つ目の精神的な負担が生じた方への支援制度として，メンタルヘルスサポート窓口というのを用意しており，年中無休で無料で相談できる，インターネット相談もできるという相談窓口の御案内をしています。

二つ目の休暇制度については，それぞれの皆さんがどのような休暇制度がある会社にお勤めなのか裁判所には分からないので，裁判所からの情報提供としては，お勤め先への協力依頼文書の中に，休暇制度の必要性やその利用の仕方について簡単な記載をしています。

三つ目の支給される経済的保障，これは日当や旅費の問題ですが，これは裁判員の候補者になった方，また事件ごとに候補者としてくじで選ばれた方に，具体的に日当がいくらとか，旅費はどう払われるのかということが分かるパンフレットを入れています。

また，裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談という質問については，個々の方に直接お伝えできるものはまとめたものではありませんが，裁判員の候補者として選ばれた方に同封しているパンフレットの中に，具体的な経験談についての紹介を載せています。ただ，文字よりも生の声のほうがリアルに伝わるだろうということから，今は出前講義などに同席していただくなどの形で，顔出しをしていただき，直に声をお伝えできるようなイベントを企画しているところです。

- 提案ですが、社会への働きかけとして10周年広報イベントなどをすると聞きました。やはり宣伝がすごく大事ではないのかなと思っています。ニュースや新聞記事で裁判員制度の報道をするということではなく、テレビなどで、民放は難しいと思うので、NHKなどの人気番組の特集、クローズアップ現代だと、ちょっと堅苦しくなるし、人気の「あさイチ」であったり、「チョコちゃんに叱られる！」などだと、ちょっと砕け過ぎかと思いますが、とにかく視聴率の高いNHKの番組を利用宣伝する。NHKは民放と比べても宣伝力がすごいと思います。企業コマーシャルではなくて効果が高いので、それを利用しない手はないのではないと思います。特に経験された方の話は、ほとんどと言っていいほど経験してよかったという話になっているのに、その辺が一般の人たちにも伝わりにくいというか、私もそうですが、例えば選ばれて人を裁けるのかと、そんな立場に自分がなっているのかと、私は思ってしまう、自分が大した人間でもないのに人を裁くなんて、あり得ないよ、そういう勉強もしていたわけでもないし、法律のことが詳しいわけでもない。そういう気持ちは大なり小なり一般の人は、法に携わっていない人というのは持っていると思うので、その辺をもう少し分かりやすく伝えられる手段があったら、関心は高まるのではないかと思います。

それともう一つは、学校教育だと思います。出前講座もされているということですが、リクエストがあったらするということではなく、社会科の一つの重要な、日本国民としての義務というか、そういうものがあるということ、やはり小中高、その辺の教育から教えてもらうとか、そういう義務感は皆さんあるのでしょうか、なぜこういう制度が生まれたのかというところから教えていけば、本当にしなければいけないという責任感も更に強いものになっていくのではないかと思います。ですから、リクエストがあつてするということよりも、一つのスケジュールとしてやるべきではないのかと思いました。

コマーシャルのもう一つとしては、商業施設を利用してみてはどうかと思います。ある団体がいろいろなところで啓発活動をされていますが、公民館や役所の

中のワンブースよりも、商業施設で行えば、圧倒的にお見えになられる方が多かったそうです。それは、買い物のついでに、街に出たついでに足を運んでいただける、そのことだけで特定の場所に行ってくださいねということでは、なかなか来てもらえないということが解消できてますというような声もありますので、そういう設備、場所を利用することが、一人でも多くの方に広めていく有効な手段ではないかと思います。

- NHKの方にも何かいいアイデアがないかお知恵を拝借したいと思っています。

また、出前講座の点も指摘を頂きました。広報については、またまとめて意見を頂く機会もあると思いますが、今のところ押し売りをするわけにもいきませんので、リクエストのあったところに、リクエストを断ることなくお伺いをさせていただくという受け身の積極姿勢で取り組んでいるところです。

ただ、今、私どもの刑事部の裁判官の数が9人で、出前講座は、実際に裁判員裁判を担当している裁判官が自分の経験に基づいてお話をしますというところが売りですから、県内にある小中高校がこぞって我も我もと手を挙げられたときに、この9人で対応できるのかは、若干心もとないところもあります。これまた面白いことで、これまで実は法教育の関係で委員にもお口添えを頂き、幾つかの高校あるいは私どものホームページで見たということで、積極的に申し込んでこられた中学なども含めて伺っていますが、社会科のカリキュラムが司法制度とか、そういうあたりに来る時期が年間で決まっているようでして、同じような時期にまとめてオーダーが入るということもあります。もうちょっと分散されれば、9人でかなり対応はできると思いますが、割と秋口が多かったかと思いますが、秋口ぐらいになると社会科の授業の進度がそういったテーマに近づいてくるということで、先生方もアンテナを張って、広島地裁のホームページにこういうのがあるということで申し込んでいただけるということです。ですから、その時期的な問題とこちらのマンパワーの問題という点はあると思っています。

● 私のイメージは、例えば教科書の中で習う三権分立、裁判所がこうあってとか、最高裁があってこうとか、三審制であるとか、そういうのが試験に出ますよね。学生が一生懸命取り組む勉強は、試験に出る頻度の高いところで、そこはしっかり勉強して記憶をする。それがベースになるというのが今の教育ではないかと思っています。だから、英数国は一生懸命やります。でも、社会科で選択しない教科はもう置いときますみたいなことも、高校ぐらいになって出てくる。文科系に進むか理科系に進むかとか、そんなことになってくるのではないかと思います。ですから、基礎として教科書にしっかり載せて、高校受験などのときの頻度高く出る問題に、国がやろうとしていることなどを、時事問題のようにしっかり試験問題に乗っけていく。そうすると、ここを勉強しないと落ちるよとか、いい点とれないよとなれば、将来的にも生徒さんが社会人になったときにも、そういうのが染みついて、意識の高まりも変わってくるという思いで、教育が大切と考えます。全学校に出前の授業をすることは物理的には無理だろうと思います。そういう意味で、とにかく記憶に残るといふか、体に染みつく一つの教育として大切なことではないかなというふうに思ったので意見しました。

■ 去年の1月に広島に私が着任した後の記者会見のときに裁判員制度の話をして、これを定着させるためにどういう取組をするかという質問もあったかと思いますが、今のお話を伺って、これはもう短期的な問題だけではなく、若い世代の方々に積極的に法教育という形で理解をしてもらい、大人になったときに、裁判員制度というのは当たり前のものだと、空気みたいなものだ、自分が裁判員としてコミットするというのとは特別のことではないんだというぐらいの意識を持ってもらえるような取組が必要だと思いますと答えたのを、今ふと思い出しました。

● 正に裁判員制度というのは、ここ10年で教科書へもしっかり書かれていまして、かなり資料集にも詳しく記載がされている状況です。ただ、それが先ほど言われたように、本当に根づいて子供たちの頭の中にずっととどめ置かれて、社会に出て、それがもし自分のところに来たときに自分事として考えられるようなも

のというのは、今後も引き続きやっていかないといけないと考えています。

また、今日説明を頂きまして、裁判員に選ばれる前と後での気持ちの変化について、若い世代も含めて、裁判員になるというところでは、不安感であったり、あるいは選ばれる前にはなかなか意欲がわからない状況であるにもかかわらず、経験した後は非常によい経験と感じたという方が約6割になっていますし、裁判は難しいのではないかという懸念について、審理内容の分かりやすさや評議における議論の充実度を尋ねてみますと、これは裁判所のさまざまな取組で審理内容が非常に分かりやすかったとか、評議における議論の充実度も十分に議論ができたというのが7割を超えるというのは、非常に大きな成果ではないかと思っていて、こうしたことを正にどのようにフィードバックをするかというところにもう少し工夫があれば、若い世代にかかわらず、やってみてよかったという意見が浸透していくことが、更に不安な思いを少し取り除いて、やってみようかなというところにつながるのではないかと思いますので、是非フィードバックを、具体的な提案というのがなかなか難しいのですが、広報ももちろんですし、そういった意見がより大きくなって社会に出てくるような工夫をお願いしたいと思います。

- ちなみに、この審理内容の分かりやすさで、分かりやすかった63.7パーセントという非常に高い数字になっていますが、これは何も裁判所だけの努力の成果ではなく、検察官、弁護人の訴訟活動も含めて審理が分かりやすいということで、言ってみれば、法曹関係者が、裁判員裁判が分かりやすく裁判員の皆さんに理解をしていただきやすいようにするためにはどうすればいいかということ的不断に考えた結果の成果だと理解を頂ければ有り難いと思います。

今、裁判員に選ばれることへの不安感をどうしたら除去できるのかというアプローチの示唆を頂きましたが、この点について、ほかの委員の皆さま方に何かこういうアイデアがあるということがあれば、意見を頂きたいと思います。

- 先ほどの経験者談ですが、不安だということで、最初から辞退する方もかなり多いと聞いています。今回その裁判員を経験した者に話を聞いたところ、守秘義

務があるからどこまで言っているか分からないと、最初にガードを張られてしまいました。もちろん公開の裁判ですから、判決後はその事実関係はオープンになると思いますが、真面目な者にとって、裁判員でこういうことをやったというのをどこまで話しているのかが分からないというところがあって、これまでの経験者、何万人という参加者がいるそうですが、そういった方々の実経験談というのが周りに広まっていないのではないかと。参加すれば、非常に有意義なものだということ、本当に経験した者しか話せないことが口コミで広がるということも大事なことだろうと思いますので、そういう形で個々人どこまでなら話せること、是非周りの人たちにお伝えくださいということ、経験した方々をお願いする形をとってはどうかと思います。

- 実際裁判が済んだ後は、どういう感じで経験者に伝えているのでしょうか。
- ◆ 今は、これは話しては駄目だということを中心にお伝えしていて、これ以外はいいですよという形で裁判員の皆さんとお別れするようにしています。結局、駄目なところは何かというと、何対何でこうなった、どこどこの何という裁判員の方が来られてどんな意見を言った、これは言うてはいけません。更にもう一個大事なことをいつも言っていますが、プライバシーに関わること、法廷に出てこなかったけど、これは普通の人が見たら、裁判員だから知っていることで世間の人には知らない、その事件特有の被告人、被害者のプライバシーのこと、これは話してはいけませんよという大事なことだけ説明して、あとは何を話してもいいぐらいな気持ちでいてくださいとは言っていますが、裁判員に来られる方は、事件の内容と自分の感想というのは、なかなか不可分なところがあって、どこまで話せるのか、話したらいいのか、またその同じ時間を共有していない人に上手に伝えられるかという不安感のようなものがあると聞いています。

先ほどの質問に答えると、できるだけ裁判員の方が精神的な負担や自身のいい経験を人に伝えられる支障にならないように、NGなことを中心に裁判所が説明して、それ以外は大丈夫ですとお伝えして送り出しているのが実情です。

- 確かに私もいろいろ人から、裁判員になったら守秘義務があるから何も話してはいけないのですよねという質問を受けることがあります。裁判自体は公開の法廷で行われていますから、裁判の内容とか、いわゆる公開の法廷に傍聴に来れば誰でもが見聞きできるような中身というのは、別に守秘義務の対象ではないですよという話をします。

やはり、裁判員制度がスタートする際によく引き合いに出されたアメリカの陪審員制度についてのいろいろなメディアを通じての知識、陪審員は、審理が始まると、終わるまでずっとホテルに缶詰めにされるとか、あるいは何も話してはいけないとか、新聞も読んではいけない、テレビも見てはけないみたいな、そういうイメージがまだ持たれている可能性もあると思うことも時たまあります。そういう意味では、裁判員制度についての正しい情報を伝えていくという努力も必要なのかなという思いを、今の質問、意見を伺いながら感じたところです。

- まず当社の取組というか、平成21年にこういう裁判員制度が始まった頃は、直接裁判所が会社に説明に来て、模擬裁判などをやるので、是非会社の人に来てもらいたいということで、それに参加をさせてもらい、当時10年前に非常に積極的に活動されていたという記憶があります。

当社もそのときから、裁判員に選ばれた場合は特別有給休暇、給与も払う休暇で、自分の有給休暇を使う必要はなく、要した日数特別有給という形をとっています。10年間でだいたい当社の社員は5人ぐらいは選ばれました。ただ裁判員になったかどうかまではたどっておらず、呼出しといいますか、その通知が来て行きますという者が5人ぐらいたと記憶しています。

私ども会社勤めなので、この今回のアンケート結果として、やっぱり事業における重要な用務があるから行けないという辞退の数が多いことと、それから審理日数によって行けないという辞退が多くなっているということを見て、裁判員の人の観点だけで考えると、長くなる裁判は、あらかじめ2日程でできないのかなと素人的に思ったりします。例えば、私が5日間会社を抜けることができるだろ

うか、不可能か可能かといったら、できるんです、やりくりすれば。ですが、できにくいところもあって、では5日要るなら、月の第1週目2日、次週に3日、そうすると、その余ったところで第1週の仕事もいろいろやりくりして、トータル5日行けるかなと思った次第です。そういうことは裁判ではあり得ないのかもしれないかもしれませんが、2日程にできないのかなと考えました。

- ◆ 今、頂いたアイデアも本当に大事で、私も裁判員の皆さんがどういう休暇をとって来ているのかとか、この裁判員をお務めになる間の仕事はどうなっているのかと毎回聞いています。制度が始まった頃は、裁判員に来てくださる方の仕事は、ほかの方がその期間中代わりにやってくれるということを、制度設計者は多分想定していたものだと思います。ただ、実際裁判員に来られた方に聞いてみると、夕方帰ってからまたやりますとか、土日に行ってやりますとか、そのまま残ってますみたいなことをおっしゃる方がほとんどで、その間代わりの人がいますというのは、そういう職種の方しかおりません。そういうことを考えると、今委員がおっしゃったように、仮に5日間かかる日程を月曜から金曜まで使ってやったとすると、その週の仕事が全部持ち越しになってしまって、裁判員を務められた方はすごく大変な負担になるということが分かるようになりました。

今、私の裁判体でどんな日程の入れ方をしているかという、今委員がおっしゃったように、基本的に3日以上同じ週に入れると負担が大きいので、長い期間のものは土日をまたぐ。もし5日間使うにしても、休みを1日か2日入れる日程にして週をまたがせるという裁判の日程の入れ方をするようになりました。それで、少しは社会の中で普通に仕事を持たれている方も裁判員として参加しやすくなるのではないかという一つの工夫です。

そのときに少し心配なのは、間が二、三日空いてしまうと、その前の裁判で何があったのかを、どうしても忘れてしまうので、忘れてしまいやすさと、一方でお仕事の調整がうまくつきやすいバランスをいつも考えながら、裁判の日を入れるようにしています。

- 裁判員制度もう10年を迎えますが、私は10年前司法担当をしまして、始まる時は、期待感やいろいろな不安も含めた報道をしたということを出しながら伺いましたが、この10年経って、裁判員制度をより身近な制度にしていくためには広報が大切だと先ほど委員長おっしゃられたことは、私も賛同します。では具体的にどうすればいいか。先ほど説明者がいろいろな地道な取組をされていると言われました。それはそれでいいのですが、一方で、やはりもうひとつ積極的な取組が必要ではないかと思います。そういう点では、先ほど委員が言われたように、もっとメディア、マスコミを使う手もあると思います。私も含めて、裁判所というのはやはり敷居が高い。裁判官の皆さんも、普通の人とはめったなことでは会ったこともない、お話もしたこともないということがあります。先ほど委員からはNHKを使うという意見が出されました。一方、広島には中国新聞という紙のメディアもあります。今日説明者が非常に分かりやすいいろいろなアンケートの紹介や解説をされましたが、先ほど述べたように一般の人から見ると雲の上の存在である裁判官の方が、分かりやすく読めるようなコラムを、新聞でなくてもいいのですが、裁判員として選ばれた人以外にも、一般的な情報として書いていただくということもあると思います。そういう裁判員制度をもっと身近に知っていただく、具体的には参加した人の経験というのは、こんなにみんな評価されて、多分参加する前は大変だなあと思っている、参加された後の意義が、みんな非常によい経験になったと言われています。あるいは、企業の取組にしても、企業が実施したアンケートにしても、大変意義のある制度だということの分かりやすく伝えていただくような取組をしていただければ、もっと裁判員制度というのは身近になるのではないかなと思います。

それともう一点、これは制度のことなので、地裁委員会でどうこうできるものではないとは思いますが、一般的にこういう大きな刑事事件の裁判員ですから、死刑が求刑されるような重大な裁判が多いと思います。そうしたときに、やっぱり心理的な重圧を当然みんなどんな人も受けるとは思いますが、その

ケアについては、先ほど紹介があったサポートの窓口の紹介ということよりも、もっと積極的なサポート、どういうのがいいのか分かりませんが、何かもう少し積極的な裁判所としてのサポートが要るのかなという感じもしました。

- 本日は、大変貴重な意見を頂き誠にありがとうございました。これをもちまして本日の委員会を終了いたします。